



介護保険料などを軽減

所得の少ない人などが対象 市独自の軽減制度

所得が少なく介護保険料などの支払いが困難な65歳以上（第1号被保険者）の人を対象に、帯広市独自の軽減制度があります。

問い合わせ 介護保険課（市庁舎1階、介護保険料は管理係、 ☎65・4150、介護サービス利用料は認定給付係、 ☎65・4151）

みんなで支え合う 介護保険制度

介護保険制度は、介護が必要な高齢者を社会全体で支え合う制度です。介護保険の運営に必要な金は、約半分を40歳以上の皆さんが負担する保険料で、残りを公費で賄っています。

保険料は、介護が必要となった人が、介護サービスを利用したときに使われます。誰もが安心して介護サービスを利用できるように、保険料の納付にご理解とご協力をお願いします。

65歳以上の人の平成30年度介護保険料納付額は、6月中旬にお知らせを送付します。

介護保険料の軽減申請の受け付け

軽減の対象者

預貯金などの資産を活用してもなお生活が困難な人で、次のいずれかに該当する場合です。

▼平成30年度の保険料段階※が表1の第2段階から第5段階に

なる見込みの人で、平成29年中の世帯全員の収入額が表2の基準以下

※平成30年度の保険料段階が決まるのは、市民税の賦課状況が確定する6月です。受付期間内には保険料段階が決まっているので、見込みで申請してください。

▼世帯1人当たりの平成29年中の収入額が、老齢福祉年金相当額の39万9432円以下

5月7日(月)から申請受け付け

軽減の基準に当てはまると思われる人は、介護保険課に申請してください。期間を過ぎても随時受け付けますが、期間内に申請して軽減が認められると、6月中旬にお知らせする保険料が軽減後の額になります。

平成29年度に軽減が認められた

人には、受付開始日前に申請書類を送付します。

受付日時

5月7日(月)～15日(火)、8時45分～17時30分（土・日曜日は除く）

場所

介護保険課（市庁舎1階）

申請に必要なもの

①印鑑

②平成29年1～12月の収入額が分かる書類（平成29年分の公的年金などの源泉徴収票、遺族・障害年金振込通知書など）

③通帳と届け出印（納付書で納めている人で軽減が認められた場合は、口座振替をお願いしています）

特別な事情で保険料の支払いが困難な場合

介護保険には、保険料の減免と

納付猶予の制度があります。

災害や失業などで著しい収入の減少があり、一時的に保険料が納められなくなった場合は、早めに介護保険課へ相談してください。

対象者

第1号被保険者本人か世帯の生計を主として維持している人が、次のいずれかに当てはまる場合。

▼災害や火災などで家財に著しい損害を受けたとき

▼死亡や心身障害、3カ月以上の長期入院による著しい収入減があったとき

▼事業などの休業や損失、失業による著しい収入減があったとき

▼冷害などで農作物が不作になり著しい収入減があったとき

介護サービス利用料などの軽減制度

特別養護老人ホームや在宅サービスを利用する場合、表3の「軽減されるための条件」にすべて当てはまる人は、申請すると利用料などが軽減されることがあるので、利用者負担軽減の手続きをしてください。

詳細は、介護保険課か担当のケアマネジャー、介護保険施設に問い合わせください。

申請に必要なもの

- ①軽減が必要な人の印鑑
- ②世帯全員の平成28年1～12月の収入が分かる書類（平成28年分の公的年金などの源泉徴収票、遺族・障害年金、恩給の振込通知書など）
- ③世帯全員の預金通帳（平成28年1月～提出月までの内容が記載されているもの）、有価証券など

表 1 平成 30～32 年度 保険料段階別の軽減対象者

保険料段階	対象者	保険料率	年額保険料
第 1 段階	世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金の受給権者または生活保護受給の人	基準額×0.45	3 万 1270 円
	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人		
第 2 段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え、120万円以下の人	基準額×0.68	4 万 7240 円
第 3 段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える人	基準額×0.75	5 万 2110 円
第 4 段階	世帯に市町村民税課税者がいて、本人は非課税の人（前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人）	基準額×0.90	6 万 2530 円
第 5 段階	世帯に市町村民税課税者がいて、本人は非課税の人（前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える人）	1.00 （基準額）	6 万 9480 円

- ・上記「合計所得金額」は、税法上の合計所得金額から「分離譲渡所得の特別控除」と「公的年金等に係る雑所得」を引いたものです。
- ・世帯状況は、毎年4月1日時点(年度途中に65歳になる人、市外から転入された人はその時点)が基準となります。
- ・第6段階以上(本人課税)の人は該当しません。

表 2 世帯全員の合計収入の基準

世帯区分	平成29年中の収入
単身世帯	130万円以下(入院か介護保険施設に入所している場合は110万円以下)
2人世帯	190万円以下
その他の世帯	上記に1人増えるごとに60万円を加えた額以下

- ・資産などにより軽減に該当しない場合があります。

表 3 サービス・利用料などの軽減制度

軽減されるサービスなど	利用者負担分から軽減される割合など	軽減されるための条件
1 在宅サービス ▶訪問介護・通所介護 ▶(介護予防)訪問入浴介護・訪問看護 ▶(介護予防)訪問リハ・通所リハ ▶(介護予防)認知症対応型通所介護 ▶(介護予防)小規模多機能型居宅介護 ▶(介護予防)短期入所生活介護 ▶(介護予防)短期入所療養介護 ▶夜間対応型訪問介護 ▶定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ▶看護小規模多機能型居宅介護 ▶総合事業によるサービスのうち、訪問介護、通所介護、てだすけサービス、つながりサービス	50% = 内容 = ・利用料 ・食費 ・滞在費	①世帯全員が市町村民税非課税 ②年間収入が単身世帯で150万円以下 ※世帯1人増えるごとにプラス50万円 ③預貯金の額が単身世帯で350万円以下 ※世帯1人増えるごとにプラス100万円 ④日常生活に供する資産以外の資産を有していない ⑤負担能力のある親族などに扶養されていない ⑥介護保険料を滞納していない
2 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)および地域密着型介護老人福祉施設	25%または50% ☆利用者の収入の状況により軽減率が決定します。	
3 生活保護受給者 ▶介護老人福祉施設 ▶地域密着型介護老人福祉施設 ▶(介護予防)短期入所生活介護 ▶(介護予防)小規模多機能型居宅介護 ▶看護小規模多機能型居宅介護	50%または100% ☆利用する施設により割合が異なります。	生活保護受給者